



島根県報

平成29年3月24日（金）

号外第19号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	2
島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則	（医 療 政 策 課）	4

公布された条例等のあらまし

◇島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整備（第2号様式・第2号様式付表関係）

2 施行期日

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。

◇島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則（規則第5号）

1 規則の概要

- (1) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に常時勤務する医師として採用される者に対し、研修資金を貸与することとした。（第2条関係）
 - (2) 研修資金の貸与額は、200万円とすることとした。（第3条関係）
 - (3) 研修資金の貸与回数は、採用につき1回とすることとした。（第4条関係）
 - (4) 研修資金の貸与は、申請に基づき決定することとした。（第7条関係）
 - (5) 研修資金の貸与の決定の取消しの事由を定めることとした。（第9条関係）
 - (6) 被貸与者は、研修資金の貸与の決定の取消し等に至ったときは、貸与を受けた研修資金の全額とその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第11条関係）
 - (7) 研修資金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けることができる事由を定めることとした。（第12条関係）
 - (8) 研修資金の返還を猶予することができる期間及び必要な手続を定めることとした。（第13条関係）
 - (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により研修資金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定等について定めることとした。（第14条関係）
 - (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。（第16条関係）
- 2 施行期日
- 平成29年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

「

申 修	告 正	又 申	は 額 ①	千kW	41,100円	円
--------	--------	--------	-------------	-----	---------	---

①のうち既に納付の確定した額 ②	千kW		円	を
差 引 増 差 額 ①-②	千kW		円	

申 告 又 は 修 正 申 告 額	千kW	円	円	に
	千kW	円	円	
	合 計		①	
①のうち既に納付の確定した額 ②			円	
差 引 増 差 額 ①-②			円	

改める。

第2号様式付表中

条 例 第 5 条 第 2 項 第 号該当	条 例 第 5 条 第 2 項 第 号該当	条 例 第 5 条 第 2 項 第 号該当	を
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---

			に改め、同様式の備考の
--	--	--	-------------

2中「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同様式の備考の5中「第5条第2項各号」の次に「又は島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第10号。以下「改正条例」という。）附則第3項各号若しくは第4項各号」を加え、同様式の備考の6中「第5条第2項各号」の次に「又は改正条例附則第3項各号若しくは第4項各号」を加え、「第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日」を「第43条の3

の33第2項に規定する廃止措置計画の認可を受けた日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第10号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 島根県核燃料税条例の一部を改正する条例附則第4項第2号アの規定の適用を受ける出力割の納税義務者についてのこの規則による改正後の島根県核燃料税条例施行規則第2条第2項の規定の適用については、同項中「島根県核燃料税条例第12条」とあるのは、「島根県核燃料税条例第12条（島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第10号）附則第6項の規定により読み替えられた場合を含む。）」とする。

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「診療所」という。）の医療体制の整備を図るため、診療所に常時勤務する医師として採用される者に対し、研修資金を貸与することにより、医師の資質の向上を図り、もって診療所の安定的経営に資することを目的とする。

(研修資金の貸与)

第2条 県は、診療所に常時勤務する医師として採用される者に対し、研修資金を貸与するものとする。

(貸与金額)

第3条 研修資金の貸与額は、200万円とする。

(貸与回数)

第4条 研修資金の貸与回数は、採用につき1回とする。

(連帯保証人)

第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。
- 3 第1項の連帯保証人は、第8条の被貸与者と連帯して債務を負担する。

(貸与の申請)

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 医師免許証の写し

(貸与の決定)

第7条 知事は、前条の申請に基づき研修資金を貸与することを決定したときは、研修資金貸与決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(研修資金の交付)

第8条 前条の規定により研修資金の貸与決定通知を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、直ちに研修資金交付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第9条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 自己の都合により診療所に常時勤務する医師としての職を退いたとき。
- (2) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

(借用証書の提出)

第10条 被貸与者は、研修資金の交付を受けた日の属する月の翌月の末日までに、借用証書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(返還)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた研修資金の全額(以下「貸付資金全額」という。)と知事が別に定める場合を除きその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額(以下「返還債務の額」という。)を一括返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により研修資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 死亡(業務上の事由によるものを除く。)又は心身の故障(業務上の事由に起因するものを除く。)により医師の業務に従事することができなくなったとき。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、研修資金返還明細書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還の特例)

第12条 被貸与者は、前条第1項及び第14条第4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の額の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき(業務上の事由によるものを除く。)
- (2) 心身の故障(業務上の事由に起因するものを除く。)により医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日(第14条第3項の規定により貸付資金全額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定又は免除しない旨の決定の通知を受けた日)から起算して14日以内に、研修資金返還方法承認申請書(様式第6号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。)又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、5年を超えることができない。

3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、研修資金返還方法変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、災害、疾病その他やむを得ない事由により研修資金を返還することが著しく困難であると認めるときは、当該事由が継続する期間、返還債務の額の返還を猶予することができる。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額の返還の猶予を受けようとするときは、同項に規定する事由が生じた日から起算して14日以内に、研修資金返還猶予申請書(様式第8号)に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 被貸与者は、第1項に掲げる期間であつて知事が返還を猶予している間は、毎年1回、4月30日までに研修資金返還猶予申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(返還の免除)

第14条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号。第3項において「条例」という。)第2条

の表島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金の項に規定する従事期間は、被貸与者が診療所において医師の業務に就いた日の属する月から診療所において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

- 2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。
- 3 被貸与者は、貸付資金全額又はその一部の額について返還の免除を受けようとするときは、条例第2条の表島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金の項に規定する免除の条件に該当する事由が生じた日から起算して14日以内に研修資金返還免除申請書（様式第9号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 被貸与者は、貸付資金全額の一部について返還の免除を受けたときは、第11条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。
- 5 第11条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

第15条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額又は前条第4項の規定により返還しなければならない額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

第16条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金の貸与に関する業務の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊟
(本人)

研修資金貸与申請書

研修資金の貸与を受けたいので、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

本 人	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)			
	現住所及び 電話番号	〒 () -			
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。				
	氏 名	㊟	生年月日		
	住 所 電話番号	〒 () -			続 柄

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 医師免許証の写し

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

島根県知事



研修資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった研修資金の貸与については、下記のとおり決定したので、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第7条の規定により通知します。

記

決 定 番 号	号
貸 与 額	円

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修資金交付申請書

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第 8 条の規定により、下記金額の交付を申請します。

記

金 円

様式第 4 号 (第10条関係)

借 用 証 書

収入印紙

金 円

ただし、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則により貸与を受けた研修資金

上記金額借用しました。については、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この研修資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所	
本 人 氏 名	ⓐ
決定番号	—
住 所	
連帯保証人 氏 名	ⓑ

島根県知事 様

様式第 5 号 (第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 本 人 氏 名 ㊟
 決定番号 ー
 連帯保証人 住 所
 氏 名 ㊟

研修資金返還明細書

貸与を受けた研修資金を下記により返還します。

記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第 6 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修資金返還方法承認申請書

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第12条第2項の規定により、下記のとおり研修資金の返還の特例措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了 (見込み) 年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による 均等返還したい理由	

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修資金返還方法変更承認申請書

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第12条第3項の規定により、下記のとおり研修資金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了（見込み）年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了（見込み）年月日	年 月 日

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修資金返還猶予申請書

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第13条第2項の規定により、下記のとおり研修資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた研修資金の全部（一部）について返還の免除を受けたいので、島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金貸与規則第14条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた研修資金の総額	金 円
返還未済の返還債務の額	金 円
免除を受けようとする額	金 円
診療所において医師の業務に従事した期間	
休職又は停職の有無及び期間 （業務に起因する休職を除く。）	
業務による死亡又は退職についての事実	
業務による死亡又は退職の年月日	年 月 日（死亡・退職）
災害、疾病その他やむを得ない事由	

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職及びその期間を証明する書類
- 2 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 3 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類